

長崎県五島海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五定第1号	新魚目町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 小串郷 先筋 地先	1 北緯33度2分56秒,東経129度6分18秒 2 北緯33度2分48秒,東経129度6分5秒 イ 北緯33度2分54秒,東経129度6分39秒 ロ 北緯33度2分41秒,東経129度6分28秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町小串郷先筋アクジリ鼻 2 同郡同町同郷先筋北波止突端 イ 1から97度550メートルのところ ロ 2から110度30分630メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	8月10日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—
五定第2号	新魚目町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 小串郷 地先	1 北緯33度2分48秒,東経129度6分5秒 イ 北緯33度2分42秒,東経129度6分23秒 ロ 北緯33度2分41秒,東経129度6分28秒 ハ 北緯33度2分45秒,東経129度6分31秒 ニ 北緯33度2分43秒,東経129度6分51秒 ホ 北緯33度2分25秒,東経129度6分38秒 ヘ 北緯33度2分38秒,東経129度6分20秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町小串郷先筋北波止突端 イ 1から110度30分500メートルのところ ロ 1から110度30分630メートルのところ ハ 1から98度690メートルのところ ニ 1から98度1200メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	8月10日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	— 1. ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第3号	新魚目町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 小串郷 字仁蔵谷 地先	1 北緯33度2分24秒,東経129度5分40秒 イ 北緯33度2分25秒,東経129度5分58秒 ロ 北緯33度2分17秒,東経129度5分48秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町小串郷字仁蔵谷標識 イ 1から89度470メートルのところ ロ 1から139度320メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	8月10日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—
五定第4号	竹山 宏之 外183名	長崎県 南松浦郡 新上五島町 似首郷 字二番 地先	1 北緯33度1分33秒,東経129度5分54秒 2 北緯33度1分40秒,東経129度5分54秒 イ 北緯33度1分27秒,東経129度6分20秒 ロ 北緯33度1分47秒,東経129度6分19秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町似首郷字二番唐八瀬頂上 2 同郡同町同郷字二番ヨセゴロウ鼻東端 イ 1から104度45分700メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—
五定第5号	竹山 宏之 外183名	長崎県 南松浦郡 新上五島町 丸尾郷 上葛瀬 地先	1 北緯33度0分25秒,東経129度5分39秒 2 北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒 イ 北緯33度0分41秒,東経129度6分19秒 ロ 北緯33度0分57秒,東経129度6分34秒 ハ 北緯33度0分41秒,東経129度6分43秒	次のイ、ロ、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町丸尾郷丸尾波止付根 2 同郡同町有川郷継子瀬頂上 イ 1から65度の直線と2から350度の直線との交点 ロ 1から56度20分の直線と2から7度20分の直線との交点	定置漁業	大型定置漁業	8月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—
五定第6号	川渕 志朗 外187名	長崎県 南松浦郡 新上五島町 有川郷 継子瀬 地先	1 北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒 イ 北緯33度0分19秒,東経129度6分37秒 ロ 北緯33度0分6秒,東経129度6分42秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬頂上 イ 1から34度500メートルのところ ロ 1から85度400メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	7月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—
五定第7号	川渕 志朗 外187名	長崎県 南松浦郡 新上五島町 有川郷 継子瀬 地先	1 北緯33度0分5秒,東経129度6分27秒 イ 北緯33度0分19秒,東経129度6分37秒 ロ 北緯33度0分24秒,東経129度6分47秒 ハ 北緯33度0分11秒,東経129度6分57秒 ニ 北緯33度0分6秒,東経129度6分42秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬頂上 イ 1から34度500メートルのところ ロ 1から42度800メートルのところ ハ 1から77度800メートルのところ ニ 1から85度400メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	7月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—
五定第8号	川渕 志朗 外187名	長崎県 南松浦郡 新上五島町 小河原郷 野首 地先	1 北緯33度0分7秒,東経129度7分60秒 2 北緯33度0分8秒,東経129度8分8秒 イ 北緯33度0分25秒,東経129度7分56秒 ロ 北緯33度0分24秒,東経129度8分11秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町小河原郷野首崎北西端 2 同郡同町同郷松ヶ崎 イ 1から349度550メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	7月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—
五定第9号	川渕 志朗 外187名	長崎県 南松浦郡 新上五島町 小河原郷 野首 地先	1 北緯33度0分7秒,東経129度7分60秒 2 北緯33度0分8秒,東経129度8分8秒 イ 北緯33度0分25秒,東経129度7分56秒 ロ 北緯33度0分24秒,東経129度8分11秒 ハ 北緯33度0分37秒,東経129度8分13秒 ニ 北緯33度0分38秒,東経129度7分53秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町小河原郷野首崎北西端 2 同郡同町同郷松ヶ崎 イ 1から349度550メートルのところ ロ 2から10度500メートルのところ ハ 2から10度900メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	7月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—
五定第10号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 赤尾郷 源五郎島 地先	1 北緯33度0分28秒,東経129度8分53秒 イ 北緯33度0分25秒,東経129度8分44秒 ロ 北緯33度0分46秒,東経129度8分37秒 ハ 北緯33度0分50秒,東経129度8分53秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町赤尾郷源五郎島西端標識 イ 1から248度20分250メートルのところ ロ 1から324度700メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五定第11号	株式会社平瀬定置	長崎県 南松浦郡 新上五島町 東神ノ浦郷 五斗ヶ浦 地先	1 北緯32度54分60秒,東経129度5分44秒 2 北緯32度55分2秒,東経129度5分45秒 3 北緯32度54分55秒,東経129度5分47秒 4 北緯32度54分47秒,東経129度5分59秒 イ 北緯32度54分59秒,東経129度5分46秒 ロ 北緯32度54分50秒,東経129度6分11秒 ハ 北緯32度55分2秒,東経129度6分14秒 ニ 北緯32度55分0秒,東経129度5分47秒	次の2、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで2に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷五斗ヶ浦力ナシキ鼻 2 同郡同町同郷五斗ヶ浦力ナシキ北鼻 3 同郡同町同郷七石鼻北西端 4 同郡同町同郷平瀬北端 イ 2と3を結ぶ直線と1から114度の直線との交点 ロ 1から114度780メートルのところ ハ 1から84度800メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第12号	株式会社平瀬定置	長崎県南松浦郡 新上五島町奈良尾郷 字金山地先	1 北緯32度50分33秒,東経129度3分48秒 イ 北緯32度50分43秒,東経129度4分10秒 ロ 北緯32度50分26秒,東経129度4分4秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町奈良尾郷字金山岩標識 イ 1から61度660メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第13号	有限会社松園水産	長崎県 南松浦郡 新上五島町 日島郷 吉崎 地先	1 北緯32度55分32秒,東経128度58分9秒 2 北緯32度55分41秒,東経128度58分17秒 3 北緯32度55分29秒,東経128度58分3秒 イ 北緯32度55分34秒,東経128度58分26秒 ロ 北緯32度55分24秒,東経128度58分25秒	次の1、2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町日島郷吉崎立岩標識 2 同郡同町同郷竜宮小島南東端標識 3 同郡同町同郷吉崎海岸標識 イ 1から84度450メートルのところ ロ 1から123度490メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第14号	有限会社有福水産	長崎県 南松浦郡 新上五島町 有福郷 地先	1 北緯32度55分30秒,東経128度56分50秒 イ 北緯32度55分45秒,東経128度57分3秒 ロ 北緯32度55分48秒,東経128度56分42秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町有福郷鳥帽子瀬帽子鼻突端標識 イ 1から35度30分580メートルのところ ロ 1から339度30分600メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	9月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第15号	堀江 昭	長崎県 南松浦郡 新上五島町 船崎郷 祝言島 下ノ鼻南側 地先	1 北緯33度0分5秒,東経129度0分30秒 2 北緯33度0分6秒,東経129度0分27秒 イ 北緯32度59分57秒,東経129度0分32秒 ロ 北緯32度59分51秒,東経129度0分31秒 ハ 北緯32度59分57秒,東経129度0分9秒 ニ 北緯33度0分3秒,東経129度0分12秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町船崎郷祝言島下ノ鼻南側標識A 2 同郡同町同郷同島下ノ鼻南側標識B イ 1から170度270メートルのところ ロ 1から179度450メートルのところ ハ 2から241度30分530メートルのところ ニ 2から258度30分400メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第16号	有限会社祥福水産	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網ノ郷 唐ノ辺多 北側地先	1 北緯33度2分28秒,東経129度3分36秒 2 北緯33度2分30秒,東経129度3分40秒 イ 北緯33度2分32秒,東経129度3分23秒 ロ 北緯33度2分38秒,東経129度3分20秒 ハ 北緯33度2分45秒,東経129度3分40秒 ニ 北緯33度2分38秒,東経129度3分43秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町網ノ郷唐ノ辺多北側標識A 2 同郡同町同郷唐ノ辺多北側標識B イ 1から289度360メートルのところ ロ 1から306度30分515メートルのところ ハ 2から359度455メートルのところ ニ 2から16度30分270メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第17号	有限会社永峯商店	長崎県 五島市 奈留町 大串 早房 地先	1 北緯32度52分43秒,東経128度53分39秒 2 北緯32度52分44秒,東経128度53分38秒 3 北緯32度52分31秒,東経128度53分48秒 イ 北緯32度52分50秒,東経128度53分56秒 ロ 北緯32度52分31秒,東経128度54分11秒	次の1、2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町大串早房堀ノ羽鼻突端 2 同市同町大串早房コンプリ瀬頂上 3 同市同町大串早房大岩標識 イ 2から68度500メートルのところ ロ 3から90度600メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第18号	片山 和彦	長崎県 五島市 猪之木町 納屋ノ上 地先	1 北緯32度50分18秒,東経128度50分25秒 2 北緯32度50分3秒,東経128度50分37秒 イ 北緯32度50分32秒,東経128度50分36秒 ロ 北緯32度50分23秒,東経128度50分51秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市猪之木町納屋ノ上玄魚鼻標識 2 同市同町納屋ノ上長瀬対岸標識 イ 1から34度30分500メートルのところ ロ 2から31度45分700メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第19号	林田 敏美	長崎県 五島市 向町 牛成 地先	1 北緯32度39分24秒,東経128度53分30秒 イ 北緯32度39分25秒,東経128度53分27秒 ロ 北緯32度39分39秒,東経128度53分45秒 ハ 北緯32度39分27秒,東経128度53分57秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市向町牛成牛成鼻立石標識 イ 1から302度40分90メートルのところ ロ 1から39度625メートルのところ ハ 1から82度700メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	10月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第20号	林田 倫吉	長崎県 五島市 向町 平瀬 地先	1 北緯32度38分14秒,東経128度52分46秒 イ 北緯32度38分14秒,東経128度52分49秒 ロ 北緯32度37分44秒,東経128度53分11秒 ハ 北緯32度37分42秒,東経128度52分44秒	次のイ、ロ、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市向町平瀬南端 イ 1から90度75メートルのところ ロ 1から145度1,110メートルのところ ハ 1から184度15分965メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	10月1日から7月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第21号	山下 勝	長崎県 五島市 富江町 黒島 カレホコ鼻 地先	1 北緯32度36分19秒,東経128度50分22秒 2 北緯32度36分20秒,東経128度49分53秒 イ 北緯32度36分19秒,東経128度50分18秒 ロ 北緯32度36分35秒,東経128度50分32秒 ハ 北緯32度36分19秒,東経128度50分42秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市富江町黒島カレホコ鼻北東端 2 同市同町黒島宮ノ鼻北端 イ 1と2を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 1から27度550メートルのところ ハ 1から90度520メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五定第22号	田端 一米造外1名	長崎県 五島市 玉之浦町 大宝 美郎島 地先	1 北緯32度35分19秒,東経128度39分39秒 2 北緯32度35分18秒,東経128度39分42秒 イ 北緯32度35分41秒,東経128度39分57秒 ロ 北緯32度35分26秒,東経128度40分8秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町大宝美郎島標識A 2 同市同町大宝美郎島標識B イ 1から34度840メートルのところ ロ 2から71度700メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第23号	中村水産株式会社	長崎県 五島市 玉之浦町 大宝 力尾 地先	1 北緯32度35分35秒,東経128度38分32秒 イ 北緯32度35分24秒,東経128度38分22秒 ロ 北緯32度35分24秒,東経128度38分38秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町大宝力尾岡の下トビ瀬標識 イ 1から218度420メートルのところ ロ 1から155度350メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第24号	竜祐丸水産株式会社	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 真首 地先	1 北緯32度36分35秒,東経128度37分12秒 イ 北緯32度36分26秒,東経128度37分0秒 ロ 北緯32度36分24秒,東経128度37分9秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦真首標識 イ 1から230度410メートルのところ ロ 1から195度360メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第25号	小田 忠	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 別当岐 地先	1 北緯32度37分3秒,東経128度37分56秒 イ 北緯32度37分8秒,東経128度38分0秒 ロ 北緯32度37分3秒,東経128度38分4秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦別当岐標識 イ 1から30度200メートルのところ ロ 1から90度200メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第26号	古川 佑宇	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 猫淵崎 地先	1 北緯32度37分21秒,東経128度37分42秒 イ 北緯32度37分27秒,東経128度37分48秒 ロ 北緯32度37分21秒,東経128度37分49秒	次の1、イ、ロ、の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦戸竹崎猫淵崎標識 イ 1から38度230メートルのところ ロ 1から87度180メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第27号	永尾 政幸	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 鮎網代 地先	1 北緯32度37分44秒,東経128度36分32秒 イ 北緯32度37分53秒,東経128度36分16秒 ロ 北緯32度37分44秒,東経128度36分16秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦鮎網代音浦標識 イ 1から305度500メートルのところ ロ 1から271度420メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第28号	川脇 大介	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 黒小浦 地先	1 北緯32度39分9秒,東経128度38分7秒 イ 北緯32度39分16秒,東経128度38分16秒 ロ 北緯32度39分3秒,東経128度38分16秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦黒小浦モリカド標識 イ 1から51度300メートルのところ ロ 1から131度310メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第29号	柿森 強	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 浅切浦 地先	1 北緯32度39分48秒,東経128度38分19秒 イ 北緯32度39分38秒,東経128度38分15秒 ロ 北緯32度39分44秒,東経128度38分31秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦浅切浦赤瀬 イ 1から197度350メートルのところ ロ 1から114度350メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第30号	有限会社坂本水産	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 銭亀淵 小島 地先	1 北緯32度39分56秒,東経128度38分57秒 イ 北緯32度40分3秒,東経128度38分47秒 ロ 北緯32度40分4秒,東経128度39分0秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦銭亀淵小島北側標識 イ 1から310度330メートルのところ ロ 1から20度270メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第31号	柿森 強	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 浅切 銭棚 地先	1 北緯32度40分18秒,東経128度37分37秒 イ 北緯32度40分28秒,東経128度37分25秒 ロ 北緯32度40分21秒,東経128度37分21秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦浅切銭棚標識 イ 1から315度430メートルのところ ロ 1から284度430メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第32号	坂本 三徳	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 黒瀬 立瀬 地先	1 北緯32度40分43秒,東経128度37分58秒 イ 北緯32度40分52秒,東経128度37分39秒 ロ 北緯32度40分57秒,東経128度37分50秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦黒瀬立瀬標識 イ 1から299度550メートルのところ ロ 1から335度450メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第33号	黒瀬水産株式会社	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 黒瀬 地先	1 北緯32度40分41秒,東経128度38分9秒 イ 北緯32度40分56秒,東経128度38分18秒 ロ 北緯32度40分41秒,東経128度38分30秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦黒瀬海岸標識 イ 1から29度510メートルのところ ロ 1から90度550メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五定第34号	黒瀬水産株式会社	長崎県 五島市 玉之浦町 頓泊 地先	1 北緯32度42分10秒,東経128度39分6秒 2 北緯32度42分7秒,東経128度38分60秒 イ 北緯32度42分22秒,東経128度38分45秒 ロ 北緯32度42分3秒,東経128度38分32秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と 最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町頓泊大バエ標識A 2 同市同町頓泊大バエ標識B(1から238度185 メートルのところ) イ 1から305度660メートルのところ ロ 2から262度750メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	11月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間 標識灯を設置しなけれ ばならない
五定第35号	株式会社三井楽定置	長崎県 五島市 三井楽町 高崎 地先	1 北緯32度46分41秒,東経128度40分56秒 2 北緯32度46分34秒,東経128度40分53秒 イ 北緯32度46分47秒,東経128度41分7秒 ロ 北緯32度47分2秒,東経128度41分32秒 ハ 北緯32度46分28秒,東経128度41分35秒 ニ 北緯32度46分32秒,東経128度41分7秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る 各直線によって囲まれた区域 1 五島市三井楽町高崎高崎鼻突端標識 2 同市同町高崎高崎公園護岸標識(高崎防波 堤付根から同護岸沿いに北へ37.6メートルのと ころ) イ 1から56度335メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間 標識灯を設置しなけれ ばならない
五定第36号	株式会社三井楽定置	長崎県 五島市 三井楽町 濱ノ畔 下段場 地先	1 北緯32度45分39秒,東経128度41分53秒 2 北緯32度45分45秒,東経128度41分58秒 3 北緯32度45分21秒,東経128度41分50秒 イ 北緯32度46分6秒,東経128度42分21秒 ロ 北緯32度45分42秒,東経128度42分34秒	次の1、2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市三井楽町濱ノ畔下段場魚見下跡掛突 端 2 同市同町濱ノ畔下段場赤瀬頂上 3 同市同町濱ノ畔八ノ川北防波堤起点 イ 2から42度900メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	11月23日から6月7日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間 標識灯を設置しなけれ ばならない
五定第37号	川上 力外3名	長崎県 五島市 岐宿町 立小島 地先	1 北緯32度45分41秒,東経128度44分33秒 2 北緯32度45分45秒,東経128度44分40秒 イ 北緯32度46分4秒,東経128度44分10秒 ロ 北緯32度46分12秒,東経128度44分26秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と 最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町岐宿立小島西端 2 同市同町岐宿立小島東端大岩 イ 1から319度920メートルのところ ロ 2から338度912メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	11月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間

長崎県対馬海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
対定第1号	上対馬町漁業協同組合外1名	長崎県 対馬市 上対馬町 西泊 びょうぶ瀬 地先	1 北緯34度39分46秒,東経129度29分24秒 2 北緯34度39分53秒,東経129度29分44秒 イ 北緯34度39分21秒,東経129度29分54秒 ロ 北緯34度39分51秒,東経129度30分11秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町西泊こまぶし崎西端標識 2 同市同町西泊びょうぶ瀬頂上 イ 1から136度1,100メートルのところ ロ 2から97度700メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第2号	峰町東部漁業協同組合外2名	長崎県 対馬市 峰町 志多賀 椎の浦 地先	1 北緯34度29分10秒,東経129度24分30秒 イ 北緯34度29分10秒,東経129度24分52秒 ロ 北緯34度28分60秒,東経129度24分48秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町志多賀椎の浦下鼻標識 イ 1から90度560メートルのところ ロ 1から125度560メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第3号	峰町東部漁業協同組合外2名	長崎県 対馬市 峰町 志多賀 位ノ平 地先	1 北緯34度28分54秒,東経129度24分18秒 イ 北緯34度28分56秒,東経129度24分33秒 ロ 北緯34度28分43秒,東経129度24分25秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町志多賀位ノ平海岸標識 イ 1から82度400メートルのところ ロ 1から153度400メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第5号	峰町東部漁業協同組合外2名	長崎県 対馬市 峰町 佐賀 地先	1 北緯34度27分29秒,東経129度23分12秒 イ 北緯34度27分33秒,東経129度23分24秒 ロ 北緯34度27分33秒,東経129度23分45秒 ハ 北緯34度27分18秒,東経129度23分42秒 ニ 北緯34度27分32秒,東経129度23分24秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町佐賀まばい魚瀬鼻標識 イ 1から70度55分340メートルのところ ロ 1から82度850メートルのところ ハ 1から113度30分850メートルのところ ニ 1から73度26分324メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第6号	峰町東部漁業協同組合外2名	長崎県 対馬市 峰町 佐賀 石ヶ浦 地先	1 北緯34度26分46秒,東経129度22分29秒 イ 北緯34度26分47秒,東経129度22分45秒 ロ 北緯34度26分53秒,東経129度23分6秒 ハ 北緯34度26分43秒,東経129度23分7秒 ニ 北緯34度26分47秒,東経129度22分45秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町佐賀石ヶ浦下鼻突端標識 イ 1から85度420メートルのところ ロ 1から77度30分970メートルのところ ハ 1から95度5分970メートルのところ ニ 1から87度36分418メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第7号	峰町東部漁業協同組合外2名	長崎県 対馬市 峰町 佐賀 馬込 地先	1 北緯34度26分3秒,東経129度22分54秒 イ 北緯34度26分5秒,東経129度23分35秒 ロ 北緯34度25分56秒,東経129度23分34秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町佐賀馬込上鼻突端標識 イ 1から86度35分1,030メートルのところ ロ 1から103度30分1,040メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第8号	美津島町漁業協同組合外1名	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 泊島 地先	1 北緯34度21分36秒,東経129度24分12秒 イ 北緯34度21分51秒,東経129度24分18秒 ロ 北緯34度21分51秒,東経129度24分7秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬泊島大岩標識 イ 1から20度470メートルのところ ロ 1から346度460メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1.イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第9号	美津島町漁業協同組合外1名	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 地先	1 北緯34度16分20秒,東経129度21分28秒 イ 北緯34度16分14秒,東経129度21分15秒 ロ 北緯34度16分5秒,東経129度21分29秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大船越網掛崎西側サマガタノ標識 イ 1から240度400メートルのところ ロ 1から180度450メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第10号	美津島町高浜漁業協同組合外1名	長崎県 対馬市 美津島町 雞知くぶら 地先	1 北緯34度16分7秒,東経129度19分37秒 イ 北緯34度15分56秒,東経129度20分4秒 ロ 北緯34度15分45秒,東経129度19分57秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町雞知くぶら標識 イ 1から119度805メートルのところ ロ 1から144度885メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第11号	中村 祐喜外11名	長崎県 対馬市 厳原町 豆酸 網代場 地先	1 北緯34度6分32秒,東経129度10分6秒 2 北緯34度6分19秒,東経129度10分1秒 イ 北緯34度6分37秒,東経129度9分41秒 ロ 北緯34度6分16秒,東経129度9分37秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市厳原町豆酸豆酸崎金石海岸下標識 2 同市同町豆酸網代かうと岩 イ 1から284度30分665メートルのところ ロ 2から262度620メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第12号	美津島町漁業協同組合外1名	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 地先	1 北緯34度19分40秒,東経129度12分47秒 イ 北緯34度20分1秒,東経129度12分50秒 ロ 北緯34度20分0秒,東経129度12分40秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町尾崎長手崎標識 イ 1から7度660メートルのところ ロ 1から343度660メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
対定第13号	山田 博康	長崎県 対馬市 上県町 伊奈 地先	1 北緯34度32分52秒,東経129度18分27秒 イ 北緯34度32分50秒,東経129度18分26秒 ロ 北緯34度32分42秒,東経129度18分38秒 ハ 北緯34度32分37秒,東経129度18分16秒	次のイ、ロ、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上県町伊奈杓子瀬岩 イ 1から195度30分80メートルのところ ロ 1から140度430メートルのところ ハ 1から212度550メートルのところ	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第14号	豊田水産合同会社	長崎県 対馬市 上県町 志多留 地先	1 北緯34度33分20秒,東経129度17分41秒 2 北緯34度33分25秒,東経129度17分48秒 イ 北緯34度33分6秒,東経129度17分37秒 ロ 北緯34度33分6秒,東経129度17分56秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上県町志多留立石 2 同市同町志多留シゲザキ標識(1から北東方海岸沿いに240メートルのところ) イ 1から194度450メートルのところ ロ 2から163度610メートル	定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない

長崎県 長崎県北部海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北定第1号	有限会社 度島水産	長崎県平戸市度島町大戸地先	1北緯33度26分25秒,東経129度31分15秒 2北緯33度26分31秒,東経129度31分24秒 イ北緯33度26分36秒,東経129度30分58秒 ロ北緯33度26分49秒,東経129度31分13秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市度島町大戸海岸護岸標識A 2 同市同町大戸海岸標識B(1から北東方海岸沿いに300メートルのところ) イ 1から308度15分550メートルのところ ロ 2から332度30分620メートルのところ	大型定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	
北定第2号	生月漁業協同組合	長崎県平戸市生月町御崎字多奈田地先	1北緯33度25分37秒,東経129度25分48秒 イ北緯33度25分43秒,東経129度26分22秒 ロ北緯33度25分24秒,東経129度26分12秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市生月町御崎字多奈田元浦防波堤付根 イ 1から78度44分900メートルのところ ロ 1から122度14分750メートルのところ	大型定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	
北定第3号	生月漁業協同組合	長崎県平戸市生月町壱部加勢川地先	1北緯33度24分4秒,東経129度26分8秒 2北緯33度24分9秒,東経129度26分7秒 イ北緯33度24分0秒,東経129度26分25秒 ロ北緯33度24分18秒,東経129度26分24秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市生月町壱部加勢川波止南端 2 同市同町壱部加勢川防波堤標識(1から防波堤沿いに北方275メートルの階段部) イ 1から105度450メートルのところ ロ 2から70度450メートルのところ	大型定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	
北定第4号	生月漁業協同組合	長崎県平戸市生月町壱部浦正前地先	1北緯33度23分19秒,東経129度26分10秒 2北緯33度23分21秒,東経129度26分10秒 イ北緯33度23分15秒,東経129度26分21秒) ロ北緯33度23分30秒,東経129度26分26秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市生月町壱部浦正前沖防波堤標識A(同防波堤南端から北方65メートル接合部) 2 同市同町壱部浦正前沖防波堤標識B(1から防波堤沿いに北方250メートルのところ) イ 1から120度350メートルのところ ロ 2から75度450メートルのところ	大型定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	
北定第5号	生月漁業協同組合 外1名	長崎県平戸市生月町里免字妙見地先	1北緯33度22分47秒,東経129度25分49秒 イ北緯33度22分47秒,東経129度25分50秒 ロ北緯33度23分6秒,東経129度26分24秒 ハ北緯33度22分35秒,東経129度26分23秒	次のイ、ロ、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市生月町里免字妙見護岸標識 イ 1から99度14分40メートルのところ ロ 1から57度1,080メートルのところ ハ 1から113度960メートルのところ	大型定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
北定第6号	館浦漁業協同組合	長崎県平戸市生月町山田免日草鼻地先	1北緯33度21分57秒,東経129度26分14秒 イ北緯33度21分60秒,東経129度26分32秒 ロ北緯33度21分47秒,東経129度26分27秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市生月町山田免日草鼻突端標識 イ 1から80度460メートルのところ ロ 1から132度460メートルのところ	大型定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
北定第8号	箱崎漁業協同組合	長崎県壱岐市芦辺町箱崎諸津触竹ノ浦地先	1北緯33度49分50秒,東経129度46分4秒 2北緯33度49分37秒,東経129度45分58秒 イ北緯33度49分48秒,東経129度46分58秒 ロ北緯33度49分14秒,東経129度46分49秒 ハ北緯33度49分35秒,東経129度46分2秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 壱岐市芦辺町箱崎諸津触前諸津地のダンゴ岩突端 2 同市同町瀬戸浦字竹ノ浦長瀬鼻東端標識 イ 1から92度1400メートルのところ ロ 2から117度1,500メートルのところ ハ 2から117度130メートルのところ	大型定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	
北定第9号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県北松浦郡小値賀町浜崎鼻地先	1北緯33度12分40秒,東経129度2分19秒 イ北緯33度13分3秒,東経129度1分52秒 ロ北緯33度13分15秒,東経129度2分18秒 ハ北緯33度12分49秒,東経129度2分34秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 北松浦郡小値賀町浜津郷浜崎鼻標識 イ 1から316度984メートルのところ ロ 1から359度1,072メートルのところ ハ 1から54度482メートルのところ	大型定置漁業	大型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年3月29日から 令和10年8月31日まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない